

高機能消防指令システム及び
消防救急デジタル無線システム
総合整備事業

要求水準書

令和5年8月

高山市消防本部

目次

第1章 総則	- 1 -
第1 目的	- 1 -
第2 用語の定義	- 1 -
第3 適応範囲	- 1 -
第4 契約期間	- 1 -
第5 事業範囲及び実施期間	- 1 -
第6 設置場所	- 2 -
第7 基本事項	- 2 -
第8 法令遵守	- 4 -
第9 特許権等	- 4 -
第10 官公庁等への諸手続き	- 4 -
第11 構築における諸経費	- 4 -
第12 完成検査等	- 4 -
第13 疑義	- 4 -
第14 契約不適合責任期間	- 5 -
第15 提出書類等	- 5 -
第16 運用指導	- 5 -
第17 その他	- 5 -
第2章 本整備事業の基本条件	- 6 -
第1 地域特性等	- 6 -
第2 構築条件	- 6 -
第3 情報セキュリティ管理	- 9 -
第4 設計製造条件	- 9 -
第5 設置及び据付工事等	- 9 -
第6 品質保証	- 9 -
第7 その他	- 9 -
第3章 工事仕様	- 9 -
第1 適用範囲	- 9 -
第2 工事施工範囲	- 9 -
第3 施工方法	- 9 -
第4 保護及び危険防止等	- 9 -
第5 仮設及び移設	- 9 -
第6 屋内工事	- 10 -
第7 屋外工事	- 10 -
第8 機器据付け工事	- 10 -
第9 配線工事	- 10 -
第10 撤去工事	- 10 -
第11 発生材の処理等	- 10 -

第1章 総則

第1 目的

高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム総合整備事業（以下「本整備事業」という。）は、高山市（以下「甲」という。）が契約主体となり、高山市及び大野郡白川村（以下「高山市等」という。）の各種消防業務における指令管制業務を迅速に処理して消防活動の効率的運用を図り、消防の任務をより効果的かつ的確に遂行するため、高山市等の実情に即した消防指令センター、高機能消防指令システム（以下「指令システム」という。）及び消防救急デジタル無線システム（以下「無線システム」という。）を整備する。

指令システム及び無線システム（以下「本システム」という。）は、365日24時間継続した安定稼働が求められるシステムであり、構築にあっては既設システムが抱える課題を解決しつつ最新の情報通信技術を導入して機能強化を図り、円滑な指令管制業務の遂行及び本システムの安定稼働を実現するために必要となる総合的なシステムの構築を目的とする。

第2 用語の定義

- 1 「消防指令センター」とは、本整備事業において高山市消防本部及び高山消防署（以下「消防本部」という。）に設置する、指令室、機械室、指令事務室及びその他の指令管制業務に必要な場所をいう。
- 2 「指令管制業務」とは、消防指令センターにおいて、火災・救急・救助等の災害通報の受付から消防隊等に対する正確、迅速及び的確な出動指令の伝達、車両運用管理、病院連絡等の救急業務の合理的運用、各種消防業務に関する情報処理、消防隊等への無線情報通信技術等を活用した情報支援等を一括して、円滑に能率的に行う業務をいう。
- 3 「装置等」とは、堅牢にして長時間連続稼働に十分耐え得るものであり、かつ耐久性に優れた信頼性の高い機器、機能、性能及び構造等を有し、高速処理が可能で十分な容量を搭載し維持管理が経済的に行うことができ、省エネルギーに対応したものをいう。
- 4 「本システム」とは、指令システム及び無線システムなど各種装置等で構成し、連携運動が強化された総合的なシステムで、指令管制業務が円滑に効率的かつ効果的に行い得る機能、性能及び操作性等（以下「機能等」という。）を有したシステムをいう。
- 5 「各署所」とは、高山消防署を除く国府分署、上宝分署、大野分署、丹生川出張所、清見出張所、荘川出張所及び白川出張所をいう。
- 6 「各無線基地局」とは、上切基地局、船山基地局、上宝在家山基地局、清見IC基地局、清見龍ヶ峰基地局、荘川ダナ基地局、高根子の原基地局、白川戸ヶ野基地局及び白川平瀬基地局をいう。

第3 適応範囲

本要求水準書は、甲が令和6から8年度にかけて実施する本整備事業において構築する消防指令センター及び本システムの詳細設計、機器の設計製造、運搬、機器据付、調整、試験、各種データ入力、データ移行、職員への技術指導、システムの運用支援、運用切替え、既設機器の移設、撤去処分、機能連携及びその他の必要な作業等を行うとともに、本整備事業の完了に必要な官公庁等への諸手続きから検査に至る一切の作業を行うものとする。

また、本要求水準書は、甲が要求する最低水準の仕様を定めたものであり、本整備事業における全ての事項について受注者（以下「乙」という。）が提案する装置等について自由度を持たせるためのものであり、特定メーカーの機能等を指定するものではない。よって、本要求水準書に記載する甲が要求する機能等について、乙が提案し機能を実現すること。

第4 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年6月15日までとし、本要求水準書第1章第12完成検査等に規定する完成検査に合格すること。

第5 事業範囲及び実施期間

本整備事業における業務は、乙が提案する設計、製造、調達、工事、調整、撤去処分及びその他必要な業務であり、指令管制業務を行う消防指令センター及び本システムを構築すること。

1 設計業務

ア 本システムのシステム設計及び据付、入替等調整工事設計業務

- イ 既存設備移設工事設計業務
- 2 機器等製造、調達
 - ア 本システムの装置等
 - イ 各ソフトウェア
- 3 工事
 - ア 本システムの装置等における据付、入替等調整工事（撤去含む）
 - イ 既設設備移設工事
 - ウ 既設指令室等の簡易的な補修工事
- 4 119回線、指令回線等切り替え業務
 - ア 操作研修業務
 - イ 既存データの抽出及び新システム移行業務
 - ウ 官公庁への諸手続き業務
 - エ 契約日から令和8年3月31日まで
- 5 その他業務
 - ア 既設システム撤去及び処分業務
 - イ その他必要とする業務

第6 設置場所

本整備事業は、消防本部、各署所及び各無線基地局等に対して本システムに必要な装置等を設置すること。

- 1 消防指令センター
 - ア 高山市消防本部 高山市桐生町3丁目208番地
 - イ 高山消防署 高山市桐生町3丁目208番地
- 2 高機能消防指令システム
 - ア 高山市消防本部 高山市桐生町3丁目208番地
 - イ 高山消防署 高山市桐生町3丁目208番地
 - ウ 大野分署 高山市久々野町久々野2540番地9
 - エ 国府分署 高山市国府町木曾垣内151番地
 - オ 上宝分署 高山市奥飛騨温泉郷田頃家15番地1
 - カ 丹生川出張所 高山市丹生川町坊方1997番地3
 - キ 清見出張所 高山市清見町牧ヶ洞2446番地1
 - ク 荘川出張所 高山市荘川町新淵545番地1
 - ケ 白川出張所 大野郡白川村鳩谷498番地
 - コ 高山市役所 高山市花岡町2丁目18番地
- 3 消防救急デジタル無線システム
 - ア 上切基地局 高山市上切町1443番地11
 - イ 船山基地局 高山市久々野町渚牛牧谷国有林288番地8
 - ウ 上宝在家山基地局 高山市上宝町在家548番地2
 - エ 清見IC基地局 高山市清見町夏厩218番地
 - オ 清見龍ヶ峰基地局 高山市清見町檜谷114番地
 - カ 荘川ダナ基地局 高山市荘川町寺河戸カヤノ1650番地2
 - キ 高根子の原基地局 高山市高根町池ヶ洞35番地1
 - ク 白川戸ヶ野基地局 大野郡白川村大字萩町戸ヶ野1628番地
 - ケ 白川平瀬基地局 大野郡白川村大字平瀬176番地1
 - コ 高山市役所 高山市花岡町2丁目18番地

第7 基本事項

本整備事業で構築する本システムは、消防本部の中核機能部門の役割を果たすものであり、火災・救急・救助等をはじめとする各種消防業務における指令管制体制を迅速かつ的確に処理して消防活動の効果的運用を図り、被害を最小限にとどめることにより住民の生命、身体及び財産を保護し福祉の増進に寄与することを目的として運用するものである。また、119番通報の受け付け、火災・救急・救助等の出動指令、車両運用管理、病院連絡等の救急業務の合理的

運用、各種消防業務に関する情報処理、消防車及び救急車等との無線情報通信等を一括して、円滑、能率的に行い得る機能を有すること。よって、本要求水準書に記載のある機能等及び本システムの連携連動機能は、乙が提案し構築するものとし既設システムにおいて抱える課題を解消しつつ、機能強化が図られた総合的なシステムを構築すること。なお、消防指令センターの構築について、指令管制業務に必要となる本システムの構築及び各種設備並びに各種装置等の設置、入替及び移設等は、以下の機能及び性能を有するとともに、乙の提案によるものとする。

- 1 本整備事業は、平成26年3月10日（高山市告示第199号）発注の25消総第94号『消防救急デジタル無線システム及び高機能消防指令システム整備工事』、25消総第96号『消防救急デジタル無線移動局無線装置等購入』及び既設システムにおいて指令管制業務で運用している各種装置等と同等以上の機能及び性能を満たすこと。また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づく消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号最終改正平成30年4月1日消防消第68号）に定める高機能消防指令センター総合整備事業に規定するⅡ型と同等以上でかつⅢ型に拡張可能なシステム構成とし機能を満たすこと。
- 2 本整備事業は、将来的に指令管制業務の高度化及び共同化に備えたもので、施設の構造、装置等の配置及びシステム構成等の拡充時に容易に対応でき拡張性及び柔軟性に優れた設計とすること。また、飛騨地域における大規模災害、広域災害及び応援災害等に対応できる機能を満たすこと。
- 3 本システムは、365日24時間無停止運用を行う装置等で構成され、安心して安定した連続稼働が必要なシステムであることから、保守、点検、障害対応及び機器更新等の維持管理が経済的に実施でき、同一メーカーで製造された装置等で構成され、連携連動を強化した親和性に優れた総合的なシステムを構築すること。
- 4 本システムは、運用開始後10年以降においても、情報セキュリティを維持しつつ全更新を行わなくても機器更新等を継続的に実施することで安定した連続稼働が実施でき、将来の技術革新に対応した拡張性及び柔軟性の高い信頼性に優れたシステムを構築すること。また、消防指令センターが移転等をした場合であっても、機器更新等に対応可能なシステム構成とすること。
- 5 本システムは、指令管制業務及び各種消防業務において、指令員の負担軽減、操作性の向上及び効率化を図るとともに、DX推進による最新デジタル技術の導入、システムの高機能化、各システム間の連携、冗長性及び二重化等により強化された総合的なシステム設計を考慮し構築すること。
- 6 本システムは、最新の情報通信技術を採用し、通報の受付から現場到着までの時間短縮を図るとともに、事案完結まで指令管制業務が指令員等のストレス無く自動的に処理できる機能を有し、大規模災害、広域災害及び同時多発災害等においても効率的かつ迅速及び確実に対応できるシステムを構築すること。
- 7 高山市等の地域特性等を考慮し、指令管制業務を遂行するために、消防指令センターと各署所を結ぶ指令回線及び各無線基地局とを結ぶアプローチ回線は、信頼性及び柔軟性の高い安定した情報通信が行える最新の情報通信技術に対応したネットワーク網を構築すること。
- 8 本整備事業で構築する各無線基地局は、高山市防災行政無線デジタル同報系各中継局舎を利用することから、拡張性及び柔軟性の高いネットワーク構成とすること。
- 9 本整備事業で構築する消防指令センターは、24時間指令員が指令管制業務に集中できる環境を構築すること。
- 10 本システムは、各種災害、テロ又はシステム障害等の緊急事態において、指令管制業務が危機的状況下であっても途切れさせずに継続して運用を行うことができ、仮に本システムが停止した場合であっても事業継続するための方法を構築すること。
- 11 本整備事業は、附帯工事、既設システムの撤去、処分、移設改修工事及び簡易的な補修工事等を含むものとする。

第8 法令遵守

本整備事業にあたり、関係法規等を遵守するものとし、契約時の最新版を参照すること。

第9 特許権等

乙は、製造及び本整備事業において、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される技術上の知識を侵害することのないように必要な措置を講ずること。

第10 官公庁等への諸手続き

製造及び本整備事業に必要な総務省東海総合通信局（以下「総合通信局」という。）、デジタル専用線提供事業者（以下「通信事業者」という。）、電力会社、構造物の確認申請等の関係機関に対する諸手続き及び手数料等の費用は、本整備事業に含むものとし、迅速かつ確実に処理すること。ただし、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なく、その旨を甲に申し出て協議すること。

第11 構築における諸経費

1 専用線等の開設

本整備事業にあたり、専用線サービス等の開設を必要とする場合、これに係る契約関連費用は、本整備事業に含むものとする。また、新設回線の契約期間内（甲の検査合格引渡までの間）における回線使用料についても、本整備事業に含むものとする。

2 既設回線の変更

本整備事業にあたり、既設回線の変更を必要とする場合、乙は甲と協議の上変更するものとし、変更に係る契約関連費用は、本整備事業に含むものとする。また、変更後の回線利用料についても、契約期間内は本整備事業に含むものとする。さらに、既設回線の内、使用しない回線については休止手続きを行うものとし、詳細については、甲と協議すること。

3 仮設費

本システムの構築に係る仮設について、本整備事業に含むこと。

4 既設装置等の移設及び調整費

本システムの構築において、継続利用する既設機器の移設及び調整費用は、本整備事業に含むこと。

5 撤去及び処分費

既設の指令室、機械室、消防本部、各署所及び各車両における既設システム等の撤去費及び処分費は、本整備事業に含むこと。

第12 完成検査等

本整備事業において、甲が行う検査又は関係法令等で行う検査は、甲と協議し甲の指示に従うこと。また、乙は検査に必要となる資料の作成、検査機器の準備、申請手続き等を行うこと。その際に必要となる諸経費については、本整備事業に含むこと。

1 本整備事業は、異なる業務を一括契約することから、業務別の検査方法及び検査時期については、契約後に甲と協議して実施すること。

2 各装置等の設置、改修、接続及び結合後において、検査前に各種試験を実施すること。

3 乙は、甲の検査員による検査を受けようとする時は、甲と協議し実施すること。

4 甲が行う完成検査を実施し、検査結果通知をもって検査合格とする。

第13 疑義

1 本要求水準書の解釈について、疑義又は規定のない事項が生じた場合は、速やかに甲と協議して解決するものとし、乙の一方的な解釈によつてはならない。

2 本整備事業について、疑義又は規定のない事項が生じた場合は、直ちに工事を中止し、速やかに甲と協議して甲の裁定に従うこと。

3 本要求水準書に明記されていない事項であっても、本整備事業で示す指令管制業務に必要な機能及び性能上の問題又は工事完了のために当然必要と認められる事項については、当該設備が織り成す本システム全体に支障が生じないよう配慮して工事を実施すること。

4 本要求水準書に関する訴訟等は甲の所在地の地域を管轄する地方裁判所とする。

第14 契約不適合責任期間

本整備事業における契約不適合責任期間は、完成検査合格の後日から起算して1年以内とし、契約不適合責任がある場合は当該事項について対応すること。また、契約不適合責任期間における維持管理方法について乙が提案すること。

- 1 契約不適合責任期間中に発生した障害は、全て乙が無償にて遅滞なく修復すること。ただし、甲の誤操作、天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。
- 2 契約不適合責任期間を経過しても、明らかに設計上の契約不適合と認められる場合は、乙の責任において無償にて遅滞なく修復し又は代替措置等を行うこと。

第15 提出書類等

契約及び納入に際して、乙が甲に提出する書類は下記によるものとし、部数並びに提出時期については甲と協議すること。電子記録媒体での提出については、甲と協議すること。

- 1 高山市ホームページに掲載のある提出書類
 - ア 着工時提出書類
 - イ 施工中提出書類
 - ウ 完成時提出書類
- 2 国土交通省電気通信設備工事共通仕様書に準じた書類
- 3 その他甲が指示する書類

なお、書類の簡素化についても、高山市ホームページに掲載しているので確認すること。

第16 運用指導

乙は、本システムの円滑な運用を図るため、甲に対して運用及び操作に係る研修を実施すること。また、研修に伴う実施方法、種類、内容及び資料作成は乙が提案すること。

第17 その他

- 1 本要求水準書に掲げる装置等に関するすべての事項は、最低水準としすべて同等以上とすること。
- 2 本要求水準書は、指令システム及び無線システムの甲が要求する事項を述べたものである。従って、本要求水準書に明記されていない事項で、本システムの設計、施工及び指令管制業務の運用上、必要と認められる事項は、乙の提案によるものとする。
- 3 乙は、本システムの運用に際して事前に移行計画書を作成し、甲と十分協議し業務に支障が生じないよう万全な対策を講じた上、迅速かつ的確に行うこと。
- 4 本システムを施工する上で、提示された各種データは、個人情報保護、機密情報保護等の観点から、本整備事業に係わらない第三者に漏れることの無いよう万全を期すこと。
- 5 本システムの構築に必要なソフトウェア及びライセンス等は、乙の提案によるものとする。
- 6 乙は、契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ又は生じる恐れがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報すること。
- 7 本システムを含む各種回線の切替え、各装置等の連携及び指令システム系と無線システム系相互の連携試験を綿密に行うこと。また、試験及び調整を行うための試験体制に万全を期すこと。
- 8 既設システムで運用している装置等の移設及び既設システムで運用している装置等と本システムとの連携接続等について、乙の責任において既設装置の納入業者と十分な調整の上で甲と協議し実施すること。なお、移設及び本システムとの連携接続等で発生した費用等は、本整備事業に含むこと。
- 9 本整備事業において、発生した破損、障害及び故障等は、乙の責任で対応すること。
- 10 本整備事業及び本システムの提案において、既存施設等を使用する場合に発生する設備利用料等が発生する場合は、本整備事業に含むこと。
- 11 本整備事業に使用する資材、機材等は本要求水準書に示す機能を損なうことなく、環境に配慮したものを使用すること。

第2章 本整備事業の基本条件

第1 地域特性等

本システムは、高山市等の地形、道路交通網、環境及び地域特性等（以下「地域特性等」という。）を理解したうえで、指令管制業務が行えるシステムを提案し構築すること。

- 1 高山市は、岐阜県の北部、飛騨地方の中央に位置し、周囲を飛騨市、下呂市、郡上市、大野郡白川村、長野県、富山県、福井県及び石川県に囲まれている。東西に約81Km、南北に約55Kmあり、面積は2,177.61Km²の日本一広い市である。面積の約92.1%は森林で占められ、山や川、溪谷、峠などで地理的に分断され、標高差も2,000mを超えるなど、地形的に大きな変化に富んでいる。北東部には槍ヶ岳、乗鞍岳及び穂高連峰などの飛騨山脈（北アルプス）を擁し、中央部には宮川が南から北へ流れ、南部には飛騨川が北から南へ流れ、南西部には庄川が南から北へ流れている。標高の最高は奥穂高岳の3,190m、最低は上宝町吉野の436mである。
- 2 大野郡白川村は、岐阜県北西部に位置し、急峻な山々に囲まれた農山村である。面積356.64Km²（岐阜県の約3%）のうち95.7%を山林が占めており、その豊かな森林を活かした白山国立公園及び天生県立自然公園などがある。また、飛騨地域の中でも、山ひだが険しい地域となっており、その急斜面地の間を縫うように庄川が流れ、その流域に集落が形成されている。また、日本有数の豪雪地帯であり、かつて秘境と言われてきたのは、これが冬季に周辺との交流を遮断したからである。夏は涼しく過ごしやすい反面、冬は一面の雪に覆われるというのが、気候の特徴である。
- 3 経済面では、高山市は春・秋の高山祭や古い街並みなど伝統的建造物群保存地区等の歴史ある伝統文化に加え、奥飛騨温泉郷をはじめとする温泉や雄大な山岳景観などの自然資源を有している。白川村は、合掌造り集落としてユネスコの世界遺産に登録され、日本の原風景を残しているなど農村文化を有している。当該市村は、国内外から多くの観光客が訪れる観光都市である。
- 4 災害の概要は、火災・救急・救助の他に山岳事案、火山・気象状況等の自然環境内での特殊事案、ヘリコプターとの連携事案及び他県消防との応援協力事案並びに外国人からの緊急通報事案も多く発生している。

第2 構築条件

本整備事業において構築する消防指令センターは、指令員が24時間指令管制業務に従事するための施設である。このことから、指令管制業務において消防活動の効率的かつ効果的な運用を支援する環境を構築するとともに、本システムを運用する重要拠点施設として、高山市等の地域特性等に最適なシステムを提案し構築すること。

また、指令管制業務として各種支援情報を提供し消防力の最大発揮を図るものであり、各種通信機器及び情報機器等により構成され、それらが総合的かつ有機的に連携した機能等を実現すること。また、記載のない事項について、乙の提案によるものとする。

- 1 本システムは、将来的に装置等の部分更新を繰り返し行った場合でも、指令管制業務を停止すること無く継続して運用でき、技術革新に対応できるシステム設計とすること。
- 2 本システムで構築する消防指令センターと各無線基地局を接続するアプローチ回線について、消防指令センターから指令管制業務を行うために、主要な無線基地局の通信回線は冗長化又はバックアップ等を考慮すること。
- 3 消防指令センターは、本システムの主要装置等を設置、管理及び運用し、指令員が24時間指令管制業務に従事するための専用施設であることから消防本部2階に構築すること。また、指令管制業務の特殊性から限られた人員で従事することを考慮し構築すること。
- 4 本システムの構築において、各種設備及び装置等の設置、入替及び移設等で失った施設機能は同等機能を有した施設として構築すること。
- 5 本整備事業は、消防本部、各署所及び各無線基地局等において、指令管制業務で運用する電気通信設備及び電気設備等について、本システムを安心して安全に効率的かつ効果的に運用するために必要な設備を構築すること。
- 6 指令管制業務において、消防本部及び各署所の出動状況、署所不在時及び署所周圍状況

- 等を監視統制し確認するための機能を有すること。
- 7 本システムは、高山市等及び隣接する地域の各種災害に対応するため、高山市消防本部出動計画、各種計画及び各種マニュアル等に沿った指令管制業務が効率よく迅速かつ確実に実施でき消防力が十分に発揮できるシステムを構築すること。
 - 8 本システムは、指令室、消防本部、各署所及び災害現場において、情報化社会に対応した情報収集及び情報提供が迅速かつ正確に伝達、支援及び共有でき、その情報を活かした指令管制業務及び各種消防業務を効率的かつ効果的に行えるシステムを構築すること。
 - 9 消防本部及び各署所において、大規模災害、広域災害及び同時多発的災害等の指令管制状況、各消防隊の出動状況及び活動状況等を把握するために必要な情報を表示、取得及び共有できかつ統制が行える機能を構築すること。
 - 10 消防指令センターは、施設環境及びセキュリティ関係から窓及び扉の開放が制限される施設であり、指令管制業務を安定して継続するためには指令員の健康が重要であることから、感染防止対策及び空気環境対策を十分に考慮し構築すること。
 - 11 本整備事業について、SDGsの理念に基づき将来における指令管制業務及び各種消防業務において、経済、社会及び環境の三側面において安心、安全な本システムの安定稼働が重要であるため、以下の持続可能な開発目標を考慮して設計すること。
 - ア 製造及び施工の取り組みとして、有害物質等の使用制限
 - ① Goal 3 (すべての人に健康と福祉を)
 - ② Goal 12 (つくる責任つかう責任)
 - イ 最新のICT技術を導入した本システム及びネットワーク等の構築
 - ① Goal 9 (産業と技術革新の基盤をつくろう)
 - ② Goal 10 (人や国の不平等をなくそう)
 - ③ Goal 11 (住み続けられるまちづくりを)
 - ウ 本システムの取り組みとして、省エネルギー化、ペーパーレス化等の推進
 - ① Goal 7 (エネルギーをみんなにそしてクリーンに)
 - ② Goal 12 (つくる責任つかう責任)
 - ③ Goal 13 (気候変動に具体的な対策を)
 - エ 職場環境の改善の取り組みとして、感染防止対策及び空気環境対策等の実施
 - ① Goal 3 (すべての人に健康と福祉を)
 - ② Goal 8 (働きがいも経済成長も)
 - オ 持続可能な本システムの安定稼働等の実施及び教育環境の整備
 - ① Goal 4 (質の高い教育をみんなに)
 - ② Goal 9 (産業と技術革新の基盤をつくろう)
 - ③ Goal 11 (住み続けられるまちづくりを)
 - ④ Goal 17 (パートナーシップで目標を達成しよう)
 - 12 DXの情報共有技術を推進するため、既設運用を行っている機能等及び甲の各課が保有する情報資産について、指令管制業務に活用するために本システムと連携した運用ができるシステムを構築すること。
 - 13 DXのデジタル技術を推進するため、ペーパーレス化、オンライン化等を通じて、手書きメモ、音声認識、文字認識又は文書認識等を活用し、指令管制業務及び各種消防業務等の効率化、操作性の向上及び負担軽減が図れるシステムを構築すること。
 - 14 AIやIoT技術等について、指令管制業務及び各種消防業務を考慮して設計すること。
 - 15 緊急車両出動表示機能として、消防本部の車両出入口において、出動指令のあった消防車両が緊急出動する際に、道路を通行する車両及び歩行者に対し注意喚起できる機能を有するとともに、既設の支柱に設置できる構造として構築すること。
 - 16 各種消防業務及び災害処理業務において、迅速確実な消防行政の実現を図り、共有化された情報を基に台帳作成、報告書作成、届出処理、各種国表の集計出力及び各種集計帳票の出力等ができる機能を有すること。
 - 17 災害現場等の指揮活動及び救急活動並びに予防活動において、入力支援及び情報支援並びに映像支援を行うもので、情報処理及び映像処理等が効率的かつ効果的に実行可能な支援機能を有すること。

- 18 本システムで構築する装置等において、機器更新前にOS等のサポート期間が終了する場合は、サポート期間が終了する年の1年度前の第一四半期までに、甲に通知すること。
- 19 指令室において、災害出動中の車両の無線基地局エリア及び無線チャネルを把握でき、指令員が意図することなく出動中の車両と無線交信ができること。
- 20 無線システムの通信エリア及び通話品質を確保するため、各無線基地局について既設無線システムと同等以上の性能を確保するとともに、保守点検及び機器更新等を考慮した経済的なシステムを構築すること。
- 21 無線システムは、各無線基地局等に構築するとともに、各無線基地局内に設置してある他の装置等に影響がないよう構築すること。
- 22 無線システムの無線周波数は、高山市等の地域特性等、各無線基地局及び署所の位置並びに消防車両数を考慮したうえで、耐久性、高信頼性及び経済的な構成で、指令管制業務が行えるよう構築すること。既設の取扱周波数は次のとおり。
- ア 活動波1、活動波2、活動波3
- イ 主運用波
- ウ 統制波1、統制波2、統制波3
- 23 消防団用無線機能等として、既設運用している351MHz帯デジタル簡易無線携帯型『アイコム社製DPR-6』、車載型『アイコム社製DPR-100』及び卓上電源を備えた車載型（以下「卓上型」という。）と同等機能又は同等以上の機能及び性能を有した無線を構築すること。
- ア 消防隊用携帯型88台以上及び消防団用携帯型41台以上とする。
- イ 消防隊用車載型は、別紙1（高山市消防本部が所有する車両）とする。
- ウ 消防団用車載型は、別紙2（高山市消防団が所有する車両）とする。
- エ 緊急時において、指令室に設置してある351MHz帯簡易無線卓上型で直接通話ができない遠隔地の消防団（別紙2）に対し、指令室との通話が可能な通信方法を構築すること。
- 24 既設において指令管制業務で運用している119番通報等の回線構成は、別紙3（高山市消防本部の既設回線等一覧）のとおりである。
- 25 既設において指令管制業務で運用している消防本部及び各署所の装置等は、別紙4（高山市消防本部の指令管制業務において既設運用している装置等一覧）のとおりである。
- 26 既設システムで運用している装置等は次のとおりである。
- ア Net119及び映像通報システム（アルカディア）
- イ 119RAIDENテレホンサービス（アルカディア）
- ウ 高山市メール配信システム運用業務委託すぐ参集（バイザー）
- エ HELPNET（日本緊急通報サービス）
- オ マイナポータルぴったりサービス（内閣府デジタル庁）
- カ 高山市防災行政無線連動装置（日立国際電気）
- キ 消防救急デジタル無線飛驒トンネル群無線連動装置（NEXCO中日本）
- ク 消防救急デジタル無線小鳥トンネル無線連動装置（高山国道事務所）
- ケ 白川村デジタル同報系無線遠隔制御装置（白川村）
- コ 岐阜県域統合型GIS（岐阜県）
- サ NEXCO中日本八王子管制用業務電話（NEXCO中日本）
- シ その他
- 27 本整備事業において、移設の必要な装置等の移設場所等は甲と協議し指示に従うこと。
- ア Net119及び映像通報システム（アルカディア）
- イ 高山市防災行政無線連動装置（日立国際電気）
- ウ 消防救急デジタル無線飛驒トンネル群無線連動装置（NEXCO中日本）
- エ 消防救急デジタル無線小鳥トンネル無線連動装置（高山国道事務所）
- オ 岐阜県防災情報通信システム（岐阜県）
- カ 岐阜県震度情報ネットワークシステム（岐阜県）
- キ 白川村デジタル同報系無線遠隔制御装置（白川村）
- ク 高山市職一用パソコン

ケ その他

第3 情報セキュリティ管理

本整備事業で構築する本システム及び装置等の情報セキュリティは、高山市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、乙が提案する機能を有すること。

第4 設計製造条件

装置等を製造する場合の設計にあつては、本要求水準書及び関連文書によるものとし、製造にあたって、承諾用図面を提出し甲の承諾を受けること。

第5 設置及び据付工事等

本整備事業で納入するすべての納入装置等、システム全般の据付配線、調整、移行切替及び既設機器の移設、撤去等並びに消防指令センター構築における周辺機器の設置、収納器材の配置等におけるすべての施工作业等について、乙が提案し甲の承諾を得ること。

第6 品質保証

乙は、本要求水準書の要求事項を満足させるために必要な品質管理体制を設定するとともに維持しなければならない。

第7 その他

本要求水準書に定める内容を遵守し、乙の一方的な解釈での納入は一切認めないものとする。

第3章 工事仕様

第1 適用範囲

本仕様は、本整備事業で納入する全ての装置等の設置施工、据付配線等に適用するものである。また、本システムの装置等の設置、入替、移設、周辺機器の設置及び収納器材の配置に至るまで、乙の提案によるものとするが、全て甲の承諾を得ること。

第2 工事施工範囲

- 1 納入機器の機器据付工事（仮設を含む）
- 2 納入機器に要する電源線、設置線等の配線接続工事
- 3 機器相互間のケーブル等の敷設接続工事
- 4 各機器、システムの調整及び動作試験
- 5 移設が必要となる既設機器の移設工事及び移設後の動作確認
- 6 システムの移行切替と総合動作確認試験
- 7 電気設備の仮設、設置及び入替工事
- 8 空調設備等の設置、入替工事及び動作確認
- 9 既設設備で不要となるものの撤去工事
- 10 簡易的な補修工事

第3 施工方法

- 1 指令管制業務の円滑を図り、常に機能等を維持するため、耐風、耐水、耐震及び耐久性に十分配慮して施工すること。
- 2 屋内及び屋外工事は、それぞれの工事環境に応じた適切な方法により施工すること。
- 3 本仕様に記載されていない事項は、甲と協議して施工すること。

第4 保護及び危険防止等

- 1 施工に際して、建物機器及び配線等に損傷を与えないよう適切な保護及び養生を行うこと。万一、損傷を与えた場合は、甲の指示に従い速やかに復旧させること。
- 2 本整備事業の施工に際して危険のおそれがある箇所には作業員が安全に就業できるように適切な危険防止設備を設けること。万一、事故が発生した場合は、速やかに適切な応急処置を行うとともに直ちに甲に報告し指示を受けること。なお、この処置については、乙の責任において処理をすること。

第5 仮設及び移設

- 1 施工に際して、既設の設備が配置上の支障となる場合は、甲と協議のうえ、適当な場所

に仮設又は移設をすること。

- 2 移設が必要な装置等については、運用中の重要な設備であり（第2章第2記載の設備。）、移設時期、移設手順等の必要事項を十分に検討した上で、設備の停止期間を最小化する手段を講じること。実施にあたっては、甲と協議し万全の方法、体制で臨むこと。
- 3 仮設及び移設に必要な費用は、本整備事業に含むこと。

第6 屋内工事

- 1 機器、装置架等の床部及び壁部の固定は強固に行うこと。
- 2 本整備事業の施工に際して、騒音及び振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ甲に申し出てその承諾を得ること。

第7 屋外工事

- 1 本整備工事の施工に際して配管・配線・範囲及び方法等について、あらかじめ甲に申し出てその承諾を受けること。
- 2 柱上等の高所作業等は、適切な危険防止対策をとり、十分な安全管理の上実施すること。

第8 機器据付け工事

- 1 装置等の配置は、甲と協議して決定すること。
- 2 装置等の据付け工事は、耐震を十分検討して堅牢強固に行うこと。
- 3 装置等の床据付けには、架台を使用し清掃用具等による損傷及び漏水を防ぐように配慮すること。

第9 配線工事

- 1 配線は、他の電源線、空調用電線等による影響を受けないように配慮すること。
- 2 屋外での接栓接続部は、振動等により接続不良を生じないよう確実に施工し完全な防水処理をすること。
- 3 建物内への配線の引き込みについては、防水処理及び水切りを十分に配慮すること。
- 4 各種ケーブルの端末部には、端子名等を明記した銘板をつけること。
- 5 各種ケーブルは、合成樹脂管、金属管及びフロアダクト等の内部では接続しないこと。

第10 撤去工事

- 1 撤去設備の撤去時期及び撤去後の処理については、甲の指示に従うこと。また、これらに要する費用は、本整備事業に含むこと。
- 2 既設設備の撤去品は産業廃棄物として処理するとともに処理を証明する書類を提出すること。
- 3 不用機等の処理については、甲の指示により行うこと。
- 4 配管及び配線に伴い、既設の配線状況の調査を実施し不要な線は撤去を行うこと。

第11 発生材の処理等

乙は、据付配線工事、仮設、移設工事及び撤去工事に伴い発生した産業廃棄物について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他の関係法令による他、建設副産物適正処理推進要綱及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他関係法令による他、建設副産物適正処理推進要綱に従い適正に処理すること。